

新型コロナウイルス感染症への対応に伴う

東京都公文書館の臨時休館の再延長及び一部サービスの提供について

東京都公文書館は、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言の期限の延長を踏まえ、感染拡大防止の観点から、下記のとおり臨時休館を延長します。

なお、引き続き郵送等による利用請求、電話等によるレファレンスなど、一部のサービスは継続します。

記

1 休館期間

令和3年1月12日（火曜日）から同年3月7日（日曜日）まで

2 一部提供するサービス

(1) 利用請求

東京都公文書館で保存している特定歴史公文書等について、郵便等により利用請求書の提出をすることができます。

(2) 電話等によるレファレンス

東京都公文書館で所蔵している資料は、情報検索システムにてお探しいただけます。調べたいことや探している資料等の御質問について、必要な資料、情報を御案内します。内容によっては、お時間をいただくことがあります。

※ 上記（1）及び（2）の詳細は、東京都公文書館整理閲覧担当にお問い合わせ（電話番号：042-313-8440）いただくか、東京都公文書館ホームページを御覧ください。なお、令和3年2月17日及び日曜・祝日は、サービスを休止します。

3 その他

- (1) 研修室の一般への貸出し及び予約の受付は、当面の間休止します。
- (2) 限定的に提供するサービス内容は、今後変更となる場合があります。その際は、改めて東京都公文書館ホームページでお知らせします。
- (3) 今後の対応については、改めて東京都公文書館ホームページでお知らせします。

問合せ先 東京都公文書館 電話 042-313-8460
